

紀宝町農業委員会告示 1 号

紀宝町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この告示は、紀宝町農業委員会の農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の選任の手續等について、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(推進委員の推薦及び募集)

第 2 条 紀宝町農業委員会の会長（以下「会長」という。）は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、次項に定める区域を単位として、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者（以下「農業者等」という。）に推進委員候補者の推薦を求めるとともに、推進委員候補者を募集するものとする。

2 法第 17 条第 2 項の農業委員会が定める各推進委員が担当する区域及び各区域の推進委員の数は、次のとおりとする。

区域名	区域	推進委員の数
紀宝町	(紀宝町全域) 井田、神内、鶴殿、成川、桐原、阪松原、平尾井、井内、大里、高岡、鮎田、北桧杖、瀬原、浅里	5 名

3 第 1 項の推薦の求め及び募集は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

(1) 町広報等への掲載

(1) 紀宝町公告式条例（平成 18 年紀宝町条例第 3 号）第 2 条第 2 項に定める掲示場への掲示

(2) 町のホームページへの掲載

(3) その他会長が必要と認める方法

(推薦方法)

第 3 条 農業者等が推進委員候補者を推薦する場合は、紀宝町農業委員会農地利用最適化推進委員推薦届（様式第 1 号）に必要な書類を添えて会長に提出しなければならない。

(応募方法)

第 4 条 推進委員候補者に応募しようとする者は、紀宝町農業委員会農地利用最適化推進委員応募届（様式第 2 号）に必要な書類を添えて会長に提出しなければならない。

(推薦及び応募状況の公表)

第 5 条 法第 19 条第 2 項の規定に基づく推進委員候補者に関する情報の公表の方法については、第 2 条第 3 項の規定を準用する。

(選考委員会)

第 6 条 推進委員候補者を選考するため、紀宝町農業委員会の推進委員の候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員 6 人以内で組織する。

3 前項の委員は、会長が、紀宝町農業委員会の委員の中から指名する。

4 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

7 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

8 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(推進委員の補充)

第7条 会長は、罷免、失職、辞任その他の理由により推進委員に欠員が生じた場合は、この告示に定める手続により、速やかに補充に努めなければならない。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行後最初に行われる委員会の会議は、第6条第7項の規定にかかわらず、会長が招集する。